

八街市職員採用試験のご案内 （一般行政初級・土木初級・建築初級）



令和9年4月1日付けで採用する職員の採用試験（第1次試験）を印旛郡市職員採用共同試験により実施します。共同試験案内や申し込みなど詳しくは、市ホームページをご確認ください。



市ホームページ

募集人数

・一般行政初級 8人程度
（障がい者採用枠含む）

・土木初級 3人程度

・建築初級 若干名

受験資格

平成17年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方で、学歴は問わない。

障がい者採用枠

平成3年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方で身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、学歴は問わない。

受験申込方法

・インターネット
・窓口持参
・郵送

受験申込期間

7月27日（月）～8月10日（月）

問 総務課

☎ 443・1113

試験会場

佐倉市立佐倉中学校
（佐倉市城内町117・10）

試験日

9月20日（日）

※印旛郡市職員採用共同試験の受験申込は、1団体の1職種のみに限ります。

いいいのすこやか運動教室 その12

時 8月9日（日）・23日（日）
9月13日（日）・27日（日）
10月11日（日）・25日（日）
各日午前10時～11時

場 南部老人憩いの家
内 介護予防リーダーによる健康体操、レクリエーション、脳トレなど

対 市内在住で60歳以上の方
定 各回12人（先着順）

費 無料

申 7月17日（金）午前9時から電話または来所で申し込み。
※申し込みは本人のみです。
※タオル、飲み物、動きやすい服装
※都合により予定を変更する場合があります。

問 南部老人憩いの家
☎ 445・2976

ドローンによる農薬散布を実施

水稲病害虫防除の省力化と良質米の安定生産を図るため、ドローン（無人航空機）による水稲の農薬散布を実施します。

近隣市町でも実施しますので、危被害防止にご協力をお願いします。

散布日時

7月22日（水）
午前4時～正午ごろ

※雨天、強風、濃霧などの場合は順延または遅延します。

散布する水田地区

住野、榎戸、大谷流、小谷流、根古谷、岡田、用草、勢田、東吉田、砂、上砂

使用薬剤名

・ラブサイドK2フロアブル（殺虫殺菌剤）
・バリダシンエア（殺菌剤）

※散布中の通行や水田周辺の駐車はなるべく避けてください。散布後も、散歩などで水田には近づかないでください。

※散布薬剤は、人体に対して毒性の低いものを使用しますが、万が一薬剤がかかったときは、すぐに、石けんで洗って落としてください。

※洗濯物などは、散布終了後に干してください。

問 八街市植物防疫協議会

（千葉みらい農業協同組合八街営農センター内）
☎ 444・5861

図書館からのお知らせ

夏のおはなし会スペシャル

時 8月1日（土）
午後3時～3時30分

場 図書館
内 人形劇「あかずきん」
・手あそび

対 市内在住・在勤・在学の方（優先）

※年齢制限はありません。
※40人（先着順）
※定員になり次第締め切り。

費 無料

申 7月15日（水）から図書館カウンター、電話または市公式LINEで申し込み。
LINE 申込

集会室を開放します

夏休み期間中、臨時閲覧席として集会室を開放します。

時 7月18日（土）～8月30日（日）
午前9時～午後5時

場 図書館
内 休館日・館内整理日を除く
※図書館事業により変更となる場合は、図書館のホームページやXでお知らせします。

対 小学生以上の方
（小学生は保護者同伴）

定 24席

問 図書館
☎ 444・4946

原爆写真のパネルを展示します



市では、核のない平和な世界を願い、昭和59年9月に非核平和都市宣言を決議しています。

あの広島、長崎の惨状を今に伝える多くの写真を展示します。

この機会に、改めて平和の尊さを考えてみましょう。

時 7月18日（土）～8月20日（木）
（休館日を除く）

場 中央公民館1階通路

問 総務課

☎ 443・1113

空き家相談&終活セミナー開催

相続・売却・活用・管理・解体・終活・生前整理などの空き家や終活に関する内容について個別相談を実施します。

時 7月25日（土）
午前10時～正午

場 八街市役所第1庁舎
第1会議室

費 無料

申 都市計画課に電話で申し込み。
※予約優先ですが、当日参加も可能です。
問 都市計画課
☎ 443・1430

パブリックコメント募集

※案件の詳細は、市ホームページ・閲覧場所でご確認ください。また、ご不明な点は担当課にお問い合わせください。

案件名	募集期間	担当課
八街市立保育施設等適正配置に係る基本方針（案）	7月21日（火）～8月19日（水）	子育て支援課 ☎ 443-1693



市ホームページ

<意見提出ができる方>

- ①市内に在住、在勤または在学している方
- ②市内に事務所または事業所を有する個人、法人、その他の団体
- ③この案件に利害関係のある方

<主な閲覧方法>

- ①市ホームページ ②担当課窓口 ③図書館 ④南部老人憩いの家

※このほかに閲覧場所を追加する場合があります。

<意見提出方法>

- 意見書に必要事項を記入し、募集期間内に次の方法で提出
- ①担当課に持参、郵送、FAX、メール
 - ②各閲覧場所に備え付けの意見箱へ投函
- ※意見書は、市ホームページ・閲覧場所から入手可能です。